

愛知県トライアスロン協会 普及委員会規約

(目的)

第1条 普及委員会は、愛知県内におけるトライアスロン競技の普及を目的とし、愛知県トライアスロン協会会則第19条に定める専門委員会として組織する。

(事業)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①トライアスロンの普及に関する講習会・練習会等の企画運営
- ②指導者の養成および活動支援

(委員長および委員の選任)

第3条 普及委員長は協会理事会の承認により選任する。

普及委員は普及委員長の承認により選任するものとし、委員定数は設けない。

普及委員長は、普及委員を選任した場合には速やかにその旨を理事会に報告する。

(活動計画の策定と実施報告)

第4条 普及委員長は、毎年度の活動計画を策定のうえ理事会での承認を得ることとし、事業承認を得た事業については、普及委員長の判断に基づいて企画運営することができる。期中に新たな事業を計画する場合についても、原則として理事会での事前承認を得たうえで企画運営することとする。

普及委員長は、普及事業を実施した後は速やかに実施報告および会計報告をまとめ、理事会に提出する。

(普及事業の種類)

第5条 普及事業はその運営形態により以下の2つに区分する。

- ①直営方式：普及委員会が中心となり協会が主催する事業
- ②後援方式：第三者が主催する事業のうち、協会が後援を認めた事業

(直営方式の運営形態)

第6条 運営スタッフについては、普及委員および社団法人日本トライアスロン連合の指導者資格保有者を中心に選任することとし、講師として普及委員以外の者を起用する必要がある場合には、普及委員長の判断により適任者を選任することができる。

普及事業の運営に従事した者に対しては、別に定める日当規約により日当を支給する。

(後援方式の運営形態)

第7条 第三者が事業を主催するにあたり、その主催者から協会に対して後援要請があった場合、理事会は以下の項目を総合勘案して後援の可否を判断する。

- ①事業の目的が、営利重視ではなく愛知県内でのトライアスロン普及に資するものであること。
- ②主催者の競技歴や指導者資格保有状況などから、事業の品質および安全性が一定以上のものであると認められること。
- ③参加費の割引など、協会会員へのメリットが提供されていること。

協会は、後援を承認した事業に対して、ホームページや協会会員宛のメール発信などによる参加者募集、運営スタッフの募集、資機材の貸与（一部有料）などの支援を行うとともに、以下の基準により後援料を申し受ける。

参加人数が50名未満の事業： 5,000円

参加人数が50名以上の事業：10,000円